

船橋市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年12月13日

船橋市監査委員 中村 章
 同 齋藤 弘之
 同 佐藤 重雄
 同 齋藤 忠

監 査 対 象 機 関	措 置 状 況 報 告 年 月 日
建築部 建築課	平成30年5月17日
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書の特記仕様書について、空調負荷の基本となる空調設計用外気条件について記載誤りがあった。 ・建設業法第26条第3項の規定に基づき、監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされ、同法第26条第5項では、監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならないとされているが、現場調査時に提示を求めたところ、監理技術者資格者証を携帯していなかった。 <p>[要望事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館の空調システムは、気流解析により上下空間と平面の温度・気流分布等各種状況を予測し、オートノズルを採用して夏期・冬期の到達距離を自動制御し温度と湿度について、一定の基準値を確保している。オートノズルの性能確認は、冬期のみ実施されているが、夏期については、今後確認するとのことであった。この空調システムは、国際体操連盟公式大会の会場基準に対応したハイレベルな室温等の管理を要求されることから、今後の維持管理にあたっては、安定的に性能が保たれるよう定期的に確認願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計を行うにあたっては、平成21年版（設計時の最新版）の数値を使用して、熱負荷計算を行い、図面に機器の能力を記載している。施工の際には、図面に記載されている機器の能力を満たすよう施工が行われた。今後は適用した基準・資料の新旧を含め、採用した数値の記載について、浄書や決裁の段階で設計図書のチェックを十分に行い発生防止に努める。 ・監理技術者本人の勘違いにより監理技術者資格者証のコピーを提示したが、建設業法第26条第5項により請求のあったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならないことを伝え嚴重注意すると共に、平成29年11月2日に市監督員が監理技術者証を確認した。今後は工事着手時（顔合わせや第1回定例会議など）に監理技術者証の原本を確認する。 ・冬期の性能確認として、工期中の平成29年12月27日に測定高さFL+1m、約10m間隔で12箇所および体育館中央部の温度測定を行った。夏季についても、体育館の利用状況を含め学校と調整の上、冬期と同様の測定条件にて平成30年5月28日から平成30年5月30日の間の気温の高い日に行う予定である。今後の維持管理については、空調能力管理のための測定を機器のメンテナンス契約に含め外部委託にて行う予定である。